

東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10項に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、東牟婁地域の県管理河川流域において、大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域における取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域における取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

別表1

和歌山県 東牟婁振興局地域振興部長
和歌山県 東牟婁振興局新宮建設部長
和歌山県 東牟婁振興局串本建設部長
すさみ町長
那智勝浦町長
太地町長
古座川町長
串本町長
和歌山地方気象台長
(オブザーバー)
近畿地方整備局 河川部 地域河川課長

別表2

和歌山県 東牟婁振興局地域振興部 副部長
和歌山県 東牟婁振興局新宮建設部 副部長
和歌山県 東牟婁振興局串本建設部 副部長
すさみ町 総務課長
那智勝浦町 総務課長
太地町 総務課長
古座川町 総務課長
串本町 総務課長
和歌山地方気象台 防災管理官